

会員各位

一般社団法人群馬県トラック協会

ドライブレコーダ導入促進助成事業の実施について(通知)

一般社団法人群馬県トラック協会（以下「県ト協」という。）では、（公社）全日本トラック協会で策定された「トラック事業における総合安全プラン2025」の中で定められた、令和7年度までに「死者数190人以下・重傷者数1,280人以下・人身事故件数9,100件以下・飲酒運転ゼロ・追突事故件数3,350件以下」の目標クリアするため、様々な事故防止対策を推進しております。

その施策の一環として、ドライブレコーダのさらなる導入推進を図るため、今年度も引き続き、ドライブレコーダ導入促進助成事業を行うこととしたので通知します。

本助成金の交付を受けようとする会員は、次により所定の申請をして下さい。

記

1 助成対象者

- (1) 県ト協の定款に定める会員
- (2) 会費の滞納がない者

2 助成対象機器

助成の対象とする機器は、新たに買取り又はリースにより導入するドライブレコーダとし、車載器について助成を行う。

助成対象の機器については、一般財団法人環境優良車普及機構が運営する「貨物自動車用ドライブレコーダ選定ガイドライン」（別表1）で分類された機器のうち、公益社団法人全日本トラック協会が指定する「標準型」・「運行管理連携型」に分類された機器とする。

但し、「簡易型」・「スマートフォン活用型」については、助成は行わない。

なお、選定機器の名称・型式等については、別表のとおりとする。

3 助成交付額

車載器

1会員30台を限度とする。

但し、被けん引車を除く会費請求台数が30両以下の場合、その台数までとする。

なお、取得価格には機器本体価格の他、部品や付属品などの費用を含むものとし、取付工賃や消費税は取得価格には含まないものとする。

県ト協：標準型・運行管理連携型

1台当たり消費税除く取得価格の2分の1・千円未満切捨て
(上限) 20,000円

※ 全ト協の助成はありません。

4 助成期間

令和5年4月1日(金)から令和6年2月2日(金)の間に導入を完了し、支払い等が終了したものとする。

但し、期間内であっても予算が終了した場合は、打ち切ることがある。

5 申請手続き

助成を受けようとする会員は、様式第1「ドライブレコーダ導入促進助成金交付申請書」により令和5年12月8日(金)までに申請し、交付決定を受けること。

事業の完了(装置導入及び支払い又はリース契約及び初回リース料の支払の完了)から2ヶ月以内、または令和6年2月9日(金)のいずれか早い日までに、県ト協に様式第2「ドライブレコーダ導入促進助成金事業実績報告(請求)書」により、添付書類とともに請求するものとする。

6 その他

本件に関する問合せは、一般社団法人群馬県トラック協会(Tel027-261-0244)へご連絡下さい。

以上